

## 1 年末・年始における発熱時の対応について

新型コロナウイルス感染症の第8波に対する年末・年始における発熱時の診療体制について次のとおりとすることで決定した。

### ①決定事項

休日当番医の他に、重症化リスクの高い患者の受診を確保するための措置として、臨時的に外来診療体制を拡充する。併せて、年齢や重症化リスクの有無を踏まえ、対象者ごとの受入態勢を区分する。

### ②理由

年末・年始においては、休診となる医療機関が多くなることに伴い、休日当番医及び救急医療機関に重症化リスクの低い患者まで殺到してしまい、適切な医療の提供が困難になること、医療のひっ迫が懸念されることなどから、先般、石巻赤十字病院、石巻市・桃生郡両医師会、宮城県東部保健福祉事務所（石巻保健所含む）、東松島市、女川町との協議を行い、石巻圏域全体として連携し取り組むこととしたもの。

### ③周知方法

- ・地元紙への新聞広告掲載【県（石巻保健所）、石巻市、東松島市、女川町合同】
- ・関係市町及び関係機関のホームページに掲載【統一フォーマット】